

平泉町公民館の利用に関する注意事項

■公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館は、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

■施設・設備利用の申込方法

- ①使用を希望する日の2カ月前の月から予約できます。
- ②予約後、使用する3日前までに【平泉町教育施設・設備利用申請書】に必要事項を記入の上、提出して下さい。

■利用制限等

公民館は社会教育施設のため、社会教育法第23条に規定する利用制限等に基づき、次のような場合は使用できません。

- ①上記「公民館の目的」以外で使用する場合。
(※教育委員会または館長が特に認めたものを除く)
- ②社会教育法第23条の利用制限に該当する場合。
(営利目的、政治活動、宗教活動等)
- ③承認された内容以外の活動。
- ④公序良俗を害するおそれのあるものまたは管理上適当ではない集会もしくは行事。
- ⑤施設・設備のき損または汚損の恐れのある場合。
- ⑥施設・設備の使用に関し係員の注意や指示に従わない場合。
- ⑦その他教育施設の利用に相応しくないと判断されるもの。

■使用上の注意

- ①使用時間帯は、準備・片付けを含む時間です。
- ②貴重品の管理は各自十分に注意ください。
- ③使用後は照明を消し、使用した設備を元に戻してください。
- ④ゴミは持ち帰ってください。
- ⑤17時以降の使用は、事前に鍵の貸出を受け、使用後は必ず施錠して下さい。
- ⑥館内は禁煙です。決められた場所での喫煙をお願いします。

問い合わせ先

平泉町公民館

〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立9-5

電話番号 : 0191-46-2010

F A X 番号 : 0191-46-2083